第3次安城市男女共同参画プラン(案)へのパブリックコメントによる意見募集結果

No.	意見該当箇所	意見	市の考え方
1	p4 安城市DV基本 計画	1)正式名称は愛知県の名称に習うなら「安城市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」となるのでしょうか?また略称は「安城市DV対策基本計画」になると思われますがいかがでしょうか。 2)平成19年の『DV防止法』二次改正での「市町村基本計画」を受けての位置づけということですが本来であればやはり別に取り出してまとめられた「基本計画」からの抜粋として、第3次プランにも掲載され整合性が図られているという体裁にするのが妥当に思われます。 たとえばp66の「一時保護」「一時的に避難できる場所」「長期的な支援」をさらに具体的に裏付けとなる「計画」や職員向け対応マニュアルがなければ庁舎を挙げての、また年度を超えての周知徹底になりにくいのではないでしょうか。 もし、別冊で基本計画策定をしないのであれば、p36の全体図とp60~のDVの内容の部分に「安城市DV対策基本計画兼ねる」とかの表記が必要に思います。	律」で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。」と定めているため、この法律に基づき、今回は、本プランの中で「安城市DV基本計画(安城市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画)」として位置づけております。 今後、「安城市DV基本計画」を単独で位置づけるのか、男女共同参画プランの中に盛り込むのかについては、社会情勢をみながら検討していきます。 また、本プラン中、p4の4プランの位置づけで「安城市DV基本計画」として位置づける旨記載しておりますの

2	p 1 0	審議会等の女性委員の推移の図表が減少傾向なの	本プランの成果指標にも、「法令・条例に基づく審議会等
	-		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	女性の参画状況		における女性委員の割合」平成29年度までに32%を掲
		p46の施策26を見ると市においてどの様に内	げています。
		容を通達され、どの様に生かされているか疑問を感じ	この目標を達成するために、今後、審議会等を所管する
		た。	関係課へ女性委員の積極的な登用を働きかけるとともに、
		人材リストの搭載人員が少なかったか?わからな	人材リストの効果的な活用方法を検討していきます。
		しいが。	
		今後是非しっかり登用率を上げる努力がほしい。	
3	p 1 0 図表	4年に1度の選挙結果でありグラフの上下はあり	安城市の女性市議会議員の割合は、他市と比較しても低
	安城市議会議員	得ないことなのでこの図表は必要ないと思う。	い傾向にありますので、図表においても掲載し、周知をし
	の推移		たいと考えます。ただし、時間軸を改選時期にした図表へ
			修正します。
4	p 1 1	減少傾向にあるからといって安心してはいけない。	p 6 4. 18 (3 6) により「相談窓口業務を充実する」
	DVの相談状況	かえって「相談の少ないこと」が問題であり、窓口の	と定めているため、p62.17(35)の「相談業務の
		周知(存在を知らないこと)、相談員の資質の向上(D	周知・啓発を進める」については、このままの表現としま
	p62.17	Vと認めているか?)が必要と思われる。	す。
	(35)	(35)の施策に「相談員の資質の向上」を加えたい。	また、相談員の資質の向上は、2次的被害を防ぐために
			も必要です。そのため、市役所相談室で実施している女性
	p 6 4. 18	DV対応窓口・DV相談担当者は、DV当事者が相	の悩みごと相談では、女性の相談員を配置し、相談員は、
	(36) 81	談しやすく安心して話せる女性になっていますでし	各種相談員研修を受講し、専門性を高めております。
		ようか。	
		DV当事者の心理を理解すれば、重要さに気付きま	
		す。警察署でも、DV相談には、数少ない女性警察官	
		が対応する事に決まっています。	

5	p 3 0	母子関係の項目にD判定が多い。	育児支援家庭訪問事業(家事支援・訪問支援)について
	Ⅲ − 3	このセクションの努力がなされているか?	は、市公式ウェブサイトで情報提供を行っています。また、
		たとえば、「来なかった」のは事実としても、育児	家事支援については、母子健康手帳交付時にチラシを配布
		支援家庭訪問に「行けなかった」のは問題である。	しPRを行い、申請があれば家庭訪問をしています。訪問
		「育児支援訪問」はぜひ続けたいと思う。	支援については、保健センターが行う赤ちゃん訪問時など
			に支援が必要と判断された家庭に訪問しております。
			今後も家庭訪問事業は、引き続き実施し、児童の養育に
			ついて支援が必要な家庭に育児指導、家事援助等の支援を
			行っていきます。
			(平成23年度より事業の名称を養育支援訪問事業に変
			更しております。)
6	p 3 5	本文8行目に「企業のひとつ」という表現があるよ	本プランを策定するための基礎資料とするために、一般
	方針決定過程へ	うにこの方針決定という概念を、他の一般企業や町内	企業に男女共同参画に関する調査を実施し、女性の役職者
	の女性参画の促	会組織についても調査し、視野を広げて欲しい。	数や女性の役職者への積極的な登用への取り組み等を伺い
	進		ました。今後も男女共同参画審議会や企業向け調査等で状
			況把握に努めていきます。
			また、町内会組織についても、女性町内会長数は、毎年
			把握しておりますが、地域活動の分野で、役員に女性が大
			変少ないため、意志決定過程に女性が加わることができる
			よう、今後、町内会に対し情報提供を行いながら進めてま
			いります。

7	р 3 6.5	基本施策Ⅱ-3が新規に入ったことは大変評価で	本プランの体系は、全ての項目が重要であると認識して
	プランの体系	きる。	いますが、今回、基本施策Ⅱ-3「地域・市民活動や防災・
		この項目はぜひ「重点項目」としてほしい。	防犯分野における参画促進」は新たに新規施策として定め、
		よって、p51にも「重点項目」の記入をお願いし	今後、女性の視点を入れた施策に取り組んでいきますので、
		たい。	本プランの中で特別に重点項目とはいたしません。
8	p 4 5. 6	「公募市民」という言葉が理解しづらい。	審議会委員名簿や安城市公式ウェブサイトの情報では、
	(11) 23	公募に対して応募する市民 など	「市民公募」という言葉で統一しているため、p45.6
			(23)の施策についても「審議会等委員に市民公募の委
			員が増えるよう情報提供する」に修正します。
9	p 4 6. 7	PRするだけでは実効が上がらないと思う。ポジテ	本プランの基本理念には、一人一人が行動に移していく
	(12) 26	ィブアクションにふさわしく、具体的数字が必要と考	という「実行」を加えており、市においても、ポジティブ
		える。	アクションにより、積極的な改善を行っていきます。
			具体的な数字としては、成果目標として、「法令・条例に
			基づく審議会等における女性委員の割合」の目標値を3
			2%としています。また、「人材リストへの登載者数」の目
			標値を164人としています。
			この目標を達成するために、今後、人材リストの活用方
			法等、さまざまな効果的な取り組みを検討してまいります
			のでこのままとします。

10	р 4 7	第3次プランには間に合わないと思うが、WLBに	男女の働き方の平等についての視点は、男女共同参画社
	$\Pi - 2$	一ついて是非とも「同一価値労働同一賃金」に象徴され	会を実現するために重要です。
		る男女の働き平等についての視点を入れて欲しい。昨	そのため、性別や家庭事情にとらわれない就業・再就職
		年西尾市の「ばらネット」の交流学習会において同市	を支援するよう男女雇用機会均等法、労働基準法、パート
		の参画プランのダイジェスト版に明記されているこ	タイム労働法等の情報をチラシ等で啓発を行っていきます
		とに感銘を受けた。	のでこのままとします。
11	p 4 9. 9	この施策は、担当課を縦割りするのではなく、商工	性別や家庭事情にとらわれない就業・再就職の支援につ
	(16) (17)	課・教育委員会・農務課・労働担当部署・生涯学習課	いては、担当課を縦割りするのではなく、市役所関係課と
	(18)	などと市民協働課とのトータルな担当である事が望	の連携を強化し、また、愛知県西三河県民事務所や商工会
		ましいと思う。	議所などの関係機関とも連携を図りながら進めていきま
			す。
12	p 5 2. 1 1.	(町内会長及び) を追加記入を望む	施策47は、「町内会の組織、また町内公民館長を対象と
	(21) 47	町内会長と町内公民館長を兼ねている町内がある	する」としており、はじめに町内会を掲載しているため、
	3行目3字目	ため。	町内会長も含んでおりますので、このままとします。
13	p52.11	強力に迅速に進めて欲しい。	男女共同参画を推進するにあたり、市と市民活動団体が
	(23) 49	現在女性行政が「さんかく21・安城」に集中して	協働していくことが重要です。2次プランでは、「さんかく
		いるように思う。	21・安城」と協働し、さまざまな講座・フォーラム等を
		以前婦人会に集中していたことを憂えたと同じよ	行ってきましたが、今後は、「さんかく21・安城」に限ら
		うな事態にならないように配慮すべきだと思う。	ず、地域団体や各種市民活動団体と協働することにより、
			各団体の特性を活かし、様々な事業を実施し、更なる男女
		ぜひとも積極的に進めてほしい。既存の「さんかく	共同参画の推進を図っていきます。
		21・安城」以外にもネットワークができ、選択肢が	また、地域団体と市民活動団体相互のネットワークづく
		広がることが望ましい。	りの強化、協働事業が推進されるよう取り組んでいきます。

	1	T	
14	p 5 2. 1 2	町内理事、評議員に女性委員が少ないことが問題で	社会のあらゆる場で、女性の視点を入れることは、男女
	(25) 52	ある。	共同参画社会の実現に重要な意味を持ちます。そのため、
	(26) 53	各分野へ女性の視点を入れたいことは分かる、しか	地域における各組織の役員に女性が少ないことは、今後の
	(27) 54	し町内会役員が自主防災役員を兼ねている町内会も	検討課題とする必要があります。
		多く、組織の中に女性が入れないのが現状である。	地域活動の分野で、役員に女性が大変少ないため、意志
		その組織を打破し、どの様にして女性が入ることが	決定過程に女性が加わることができるよう、今後、現状把
		出来るか、具体策を明記しないと問題解決につながら	握を行いながら、効果的な取り組みを検討していきます。
		ない。	また、クオータ制(割り当て制度)などの制度について
		よって、クオータ制(割り当て制度)の導入を望み	も、今後、町内会に対し情報提供を行っていきます。
		たい。	
		(女性役員を確実に多くするために)	
15	p 6 1	中高生へのアプローチが必要な時代になっている。	本プランの中でも、デートDVについて用語解説を掲載
	8行目	これから家庭を築いていく 中高生 を含む 若	し、また、本プランの新規施策として、p62施策75に
		い世代に・・・と具体的に入れて欲しい。	「児童・生徒向けにデートDVに関する内容のリーフレッ
			ト等を作成・配布し、周知を行う」を掲げ、若い世代に向
			けた積極的なPRを実施していきますのでこのままの表現
			とします。
	l	I .	

リーフレット配布だけでなく、人権問題でありコミ これまでの若年者向けの啓発については、市内中学3年 p 6 2. 1 7 16 (34)75ュニケーションの問題でもあるため、いじめ根絶と同 生に男女共同参画全般に関するリーフレット (DV含む) 様に実際の教育現場への出前講座や教育者や保護者 を配布しておりましたが、今後は、デートDVについても 向けの研修が同時に行われることで効果を上げるこ 周知を図っていきます。 とができるように思います。「周知」の効果測定は配 小学校の現場においては、人権問題としてのDVに関し 布のみではなかなか図りにくいものです。また「児 | 情報提供を行っていきます。中高生に対しては、わかりや - 竜・生徒向け」と一括の表記ですが、命の尊さや思い | すいデートDVのリーフレットを作成・配布し、周知を図 やりの教育の積み重ねの延長線上に「デート DV」の ります。学校教育課に対しても同様に情報提供を行ってい 理解もあるため「児童」と「生徒」とは当然プログラーきます。 また、実績のある市民活動団体や各種関係機関とも協働 ムも段階的に作られるべきものでしょう。 担当課に学校教育課等の記載がないため徹底されるし、デートDVに関する出前講座や各種イベントの開催を のか疑問が残ります。(p41)(4)10.11「男 検討していきますので、このままとします。 女平等意識を育む保育・教育を進める」の部分では学 校教育課が担当課として上がっていますのでその部 分に盛り込むこともできそうですがいかがでしょ う。) p56の64「…学童期・思春期の発達段階に応じ た…」の部分で例えば「デートDV」の出前講座を加 えたり、62「思春期保健相談窓口」・63「性の悩 み」の部分に「デートDV」被害の視点を意識するこ とが重要です。

1.5	0.0 1.7	1) カリカのよう用式 カノレッカー代出い コニンボ	代 川 及
17	p 6 2. 1 7	1) DVDのある場所、タイトル名、貸出システムな	貸し出しDVD等の一覧は、現在、安城市ウェブサイト
	(34)76	どを「出前講座」の一覧やDV防止月間等機会をみて	に掲載しております。その他の啓発方法については、今後
		広報し整えた結果どれだけの活用があったのかも記	効果的な方法を検討し、啓発に努めたいと思います。
	р67.	 録し成果の測定に役立ててほしいと思います。	また、図書館における女性関連の書籍、DVDの充実、
	女性関連図書の	2)図書館で書籍だけでなく女性関連のDVDの充実	
	蔵書冊数	を希望します。『ウィルあいち』ほどは配置できない	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		にしても、女性センターがない代わりに女性の生き方	で、今後、男女共同参画に関する啓発コーナーを設けるな
		や子育て、介護、仕事、DV、人権などコーナーにま	どの取り組みを考えていきたいと思います。
		とめることは啓蒙啓発として有効に思います。	

	1		
18	p 6 2. 1 7	市民に対して「周知」をするからには相談につなが	相談窓口の啓発については、DVミニパンフレットやデ
	(34) 77	ってくる可能性を考慮する必要があります。その相談	ートDVリーフレット、11月の女性に対する暴力をなく
	p 6 4. 18	体制(紹介)、相談環境等の整備に向けての準備はあ	す運動において実施し、相談体制については、市役所相談
	(36) 81	るのか、「周知」にとどめるのか検討の必要を感じま	室での女性悩みごと相談において、女性の相談員を配置し、
		す。確かに男性被害者は増加傾向にありますが相談体	相談環境を整えています。
		制が不十分に思います。	また、女性から男性へのDV被害も存在するため、本プ
		また同様に、加害者の相談は危険性と複雑さもはら	ランのp62施策77で「女性から男性へのDVについて
		み、被害者への配慮や支援者の安全性も含めて検討事	周知を行う」とし、啓発に努めるとともに、相談体制につ
		項が多い問題です。専門家を交えての基本計画検討の	いても、関係課と今後調整を図っていきます。
		中で十分に話し合われる内容ではないかと思います。	加害者支援については、被害者の身の安全のため、また
			暴力の子どもへの世代間連鎖をたちきるためにも必要な支
	p 6 6. 19	加害者(加害男性・加害女性)の救済、フォローが	援と考えています。
	(39) 89	大切だと思うが、それについてはどのように考えてい	加害者更生への対策については、現在は、加害者を更生
		るのか?	するための法整備が整っていないため、すぐに実施するこ
		被害者支援ばかりでなく、加害者支援も含めたい。	とは難しいですが、今後の重要検討課題とし、効果的な取
			り組みを考えていきます。
			p64施策81では、「加害者が適切な相談を受けられる
			よう相談機能を充実し、その周知を図る」とし、加害者対
			応についても3次プランの中で位置づけています。
			加害者の相談については、ご意見のとおり危険性などさ
			まざまな問題があり、また、研究途上の分野でもあるため、
			今後、相談体制については、進捗状況を見ながら、検討し、
			進めてまいりますので、このままとします。

19	p 6 4. 1 8	女性悩みごと相談から、人権相談に担当が替わっているのでは。	題等女性を取りまく困りごと、悩みごとに関する相談を安
	(3 6) 8 0	ミニパンフレット (DV) を地区公民館等の女子トイレに設置の確認と、ミニパンフレット (DV) 記載内容の確認を。	城市役所相談室で実施しています。
20	p 6 4. 1 8 (3 6) 8 1	広報あんじょうの15日発行分、その月の相談窓口のページに、DV相談の記載がない。 誰もが見え、毎月発行され、又、相談者が最初に探す、分かりやすい場所です。 明記する事で、相談者が簡単に探せ、毎月DVの文字が載ることで啓発にもなり、効果的だと思います。 安城市HPの相談窓口、各種相談、市役所相談室の中には、DV相談が出てきません。 探しにくいです。	談者がDV被害者として特定されてしまいます。そのため、「女性悩みごと相談」とし、相談内容が周りに分からないよう配慮しています。 ただし、DV相談の啓発は、毎年、広報あんじょう11

21	p 6 4. 18	DV当事者を見つけやすい環境ある医療機関との	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法
	(37) 83	連携も。	律」の中で、「医師その他の医療関係者は、その業務を行う
			に当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疫病にか
			かったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者
			暴力相談支援センター又は警察官に通報することができ
			る。」としており、DV被害者を医療機関が発見した場合、
			警察を通して、市役所DV担当課へ情報提供をいただいて
			います。今後も、各種DV関係機関との連携を図りながら、
			DV被害者の早期発見に努めていきます。
22	р 6 6. 19	1) 86「被害者を早期発見することができるよう」	1)被害者の早期発見及び二次的被害を防ぐため、市職員・
	(38)	とありますが発見だけでなく被害者の心情に配慮し	教職員に対し、DVに対する認識を深めるための研修を今
		た対応がとれるためにも研修の実施は大切になりま	後も実施していきます。
		す。それが二次被害の防止につながるためです。	2)「安城市虐待等防止地域協議会」に医療機関や福祉機関
		2)87 医療機関や福祉機関との連携は連絡協議会	を含んでいるため、施策には特別に明記せず、このままと
		では当然あるかと思いますが、明記されませんか。	します。
L		1	

23	p 7 1. 1 (3)	「市民、市民団体、事業者…」としたほうが「協働」にマッチしていると思います。推進体制イメージの図も市民のところに「・市民団体」を加えたほうがいいかと思います。(NPOは事業者に含まれているのでしょうか。国の第3次男女共同参画基本計画では推進体制として明確に「NPO、NGO、地縁団体との連携強化」とあります。)	また、NPOは、事業者に含まれ、市民団体は、活動の 範囲に応じて、市民に含まれる場合も、事業者に含まれる
24	全体	DVに関して、外国人、高齢者、障害者に対する文言がありませんが、基本計画の位置づけにすると、そのあたり言い及んでおく必要を感じます。	の高齢者部会、障害者部会で実務者及びケース検討会議を 重ねて状況把握を行い、対策を練っていることから、本プ ランのDVに関する事項の中には、記載しておりません。 外国人については、DVパンフレットの外国語版を関係
			課の窓口に設置するなど啓発を行っていますが、基本的に は、日本人も外国人も市民に含み、同じ取り扱いとしてい るためこのままとします。
25	自由意見	これまでの2回はプラン策定のための懇話会ができては消えていたのが歯がゆかったのですが、条例ができたことで常設審議会により今後も見ていかれることを高く評価します。	今後も、安城市男女共同参画推進条例に基づき開催する 男女共同参画審議会において、男女共同参画プランの策定 及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調 査審議してまいります。